

PTA規約



足立区立西保木間小学校

平成9年5月15日制定

※令和6年2月21日改正版

足立区立西保木間小学校 P T A 規約

第1章 名 称

第1条 本会は足立区立西保木間小学校 P T A と称し、事務局を同校に置く

住所: 〒121-0812 東京都足立区西保木間 4-2-1

第2章 目 的

第1条 本会は学校と家庭が一致協力して児童の幸福と健全な成長を図り、教育環境の充
に努めることを目的とする

第3章 事 業

第1条 本会のその目的を達成するために次の事業を行う

- 1, 学校の教育方針への協力をする
- 2, 児童交通安全対策と校外生活の指導をする
- 3, 会員相互の理解、親睦を深め、さらに研修をする
- 4, 会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力をする
ただし、会および役員名簿を利用して、特定の政党、宗教団体を支持しない
この会および役員名で公共の選挙の立候補者の推薦、選挙活動を行わないとともに當利を目的とする行為を行わない
- 5, その他、本会の目的達成に必要な事業を行う

第4章 会 員

第1条 本会は在学児童の保護者と、現職の本校教員を以て構成する

第2条 本会の会費は、世帯単位とし年額3,000円（保険料含む）とする

第3条 転入の場合は月割り計算にて集金する

第4条 会員はいずれも平等な立場で、次の義務と権利を有する

- 1, 役員の選ぶ権利、および役員として選ばれる権利
- 2, 総会をはじめ、関係する諸会合に出席する権利
- 3, 諸帳簿を閲覧する権利
- 4, 会費を納める義務

第5章 役員・部長・委員・顧問

第1条 本会の役員は次のとおりとする

会長 1名
副会長 若干名（うち1名は副校長）
会計 若干名
書記 若干名（うち1名は教員）

第2条 本会の部長・委員は次のとおりとする

各専門部部長 3名（校外生活指導部・広報部・イベント部）
選考委員長 PTA会長
選考委員 本部
運営委員 若干名
各専門部部員 各学年より若干名
卒業対策委員長 卒業対策委員より1名
卒業対策委員 6学年より若干名

第3条 本会に会長の詰問機関として顧問をおく

第4条 役員・部長・委員および顧問の選出は次のとおりとする

1. 役員は、立候補推薦された者より選出される
2. 部長は、各学年より選出された部員の中より選出する
3. 卒業対策委員長は、6学年の卒業対策委員より選出される
4. 顧問は役員会の推薦により、本会の功労者より選出する。ただし、総会の了承を得なければならない。また、推薦されてもそれを辞退することができる

第5条 役員・委員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠によって就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 本会の監査機関として会計監査をおく 定員は3名（うち1名は教職員とする）

第7条 会計監査の選出は会長の推薦した者より選出される

第8条 会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない

補欠によって就任した者の任期は前任者の残任期間とする

第6章 役員・部長・委員・顧問の任務

第1条 役員・部長・および顧問の任務は次のとおりとする

- 1, 会長は本会を代表し、会務を総括し、会の運営に必要な会議を招集する
- 2, 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時は、その職務を代行する
- 3, 会計は、本会の経理事務に関する事項を取り扱う
- 4, 書記は、会議の記録および庶務事項を取り扱う
- 5, 会計監査は、この会の会計を監査し、その結果を代表委員会および総会に報告する
- 6, 役員は、各専門部をそれぞれに分担して担当役員を補佐する
- 7, 専門部部長は、部の活動を推進させるためこれを総括する
- 8, 卒業対策委員長は、卒業対策委員を総括する
- 9, 選考委員長は、選考委員を総括する
- 10, 運営委員は、本会の運営に参画する
- 11, 委員は、会員の声を聞き、この会の運営に参画するとともに、次の各業務を分担し活動にあたる それぞれの部で副部長2名を選出する
 - 1) イベント部
PTA行事の企画・運営を行い、児童、学校との交流を深める。
 - 2) 広報部
会報を発行し、広報活動を通して本会の目的を達成するための活動を行う
 - 3) 校外生活指導部
校外活動における児童の安全対策、登下校時の交通対策、生活指導上の対策を行う等の活動をする
- 12, 顧問は、会長の詰間に答える

第7章 総会

- 第1条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関で、会長が招集する
- 第2条 総会は、定期総会・臨時総会とする
- 第3条 定期総会は、毎年4月開催を原則とする。臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、および会員の3分の1以上の必要があった時開催する
- 第4条 総会の成立定数は、会員の3分の1以上（委任状含む）とし、決議は出席者の過半数を必要とする 可否同数の場合は、議長の決するところとする
- 第5条 定期総会は次の審議をする
- 1, 年次運営方針
 - 2, 予算・決算
 - 3, 役員の選出・および承認
 - 4, 規約・規則の制定および改正
 - 5, その他、重要な事項

第8章 代表委員会

- 第1条 代表委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、全役員・全委員・各専門部の部長・副部長、校長・副校长で構成し、会長が必要に応じて招集する
- 第2条 代表委員会の成立定数は、代表委員の3分の1以上（委任状含む）とし、決議は出席者の過半数を必要とする 可否同数の場合は、議長の決するところとする
- 第3条 代表委員会は、次の事項を審議する
- 1, 予算案・事業計画案・前年度の決算・事業報告の承認
 - 2, 規約・規則の改廃案の承認
 - 3, 総会提出議案の承認
 - 4, その他の必要と認めた事項

第9章 運営委員会

- 第1条 本会の運営を円滑に行うため、運営委員会をおき、これを会長が主管する
- 第2条 運営委員会の構成は全役員、各専門部の部長・副部長、校長・副校长・教職員若干名とする
- 第3条 運営委員会の任務は次の通りとする
- 1, この会の運営および庶務の執行
 - 2, 予算案・事業計画案の作成
 - 3, 決算・事業報告の作成
 - 4, 規約・規則の改廃案の作成
 - 5, 学級・各活動の調整
 - 6, その他必要と認めた事項

第10章 会計

- 第1条 本会の経費は会費その他の収入による
- 第2条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする
- 第3条 会費の徴収は年1回とし、5月を原則とし、会計が行う
年度の途中入会者の会費は、月額換算にて徴収する
- 第4条 年度の中途退会者の会費は返納しない
- 第5条 各専門部長は、支出した時、領収書を会計に提出しなければならない
- 第6条 会員に弔事のあった時は、弔慰金として次の金額をおくる
会員および児童 5,000円

第11章 付 則

- 第1条 本会の慶弔は別に定める規則による
- 第2条 本規約の改正にあたっては、総会において出席者の過半数以上の賛成を得なければならない
規則においても同様である
- 第3条 学校長、副校長は本会の各種会合に出席して意見を述べることができる
- 第4条 1, 本規約は平成9年5月15日制定
2, 平成10年5月16日一部改正
3, 平成11年5月15日一部改正
4, 平成12年5月31日一部改正
5, 平成15年5月20日一部改正
6, 平成19年4月26日一部改正
7, 平成20年5月 9日一部改正
8, 平成28年5月13日一部改正
9, 平成30年5月 9日一部改正
10, 令和 6年2月21日一部改正

卒業対策委員会規則

第1条 本会 6学年の卒業に関わる諸行事を行うための委員会を設置し、これを卒業対策委員会と称する

第2条 本会は、毎年4月に設けられ、その年の卒業に関わる事業終了と共に解散する

第3条 本会は、6学年の各学級より若干名、6学年の学級担任をもって構成し、役員より互選された会員1名・副校長が顧問となる

第4条 本会の役員は次のとおりとし、互選により決定する

委員長	1名
副委員長	2名
会計	2名
書記	1名

第5条 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会の代表として委員会において必要時はこの会の報告をしなければならない

第6条 会計は、卒業に関わる諸行事遂行のための会費の徴収、および会計処理を行う

第7条 書記は、委員会の記録をとり、その議事録を保管する

付 則

1、この規則は、平成9年5月15日制定

選考委員会規則

- 第1条 役員選出のための委員会を設置し、これを選考委員会と称する
- 第2条 本部、教員より副校长がこれにあたる
- 第3条 この会の委員は、会の秘密を厳守し、公正中立を保持する
- 第4条 この会の役員は次の通りとする
- 委員長 1名
 - 副委員長 2名
 - 書記 1名
- 第5条 委員長は、委員会の会務を総括し、この会の代表として役員会において必要時この会の報告をしなければならない
- 第6条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった場合は職務を代行する
- 第7条 書記は、委員会の記録をとり、その議事録の保管をする
- 第8条 この会は、委員長が招集し次の事項をとりおこなう
- 1, 役員の推薦の期日を決定し、推薦用紙を全会員に配布し推薦を依頼する
 - 2, 推薦された候補者の承諾を得る
 - 3, 総会において役員の選出・承認を得る

付 則

- 1, この規則は、平成9年5月15日制定
- 2, 平成10年5月16日一部改正
- 3, 平成12年5月31日一部改正
- 4, 平成30年5月 9日一部改正
- 5, 令和 6年2月21日一部改正

クラブ運営規則

- 第1条 スポーツを通じ、会員の親睦と健康増進をはかることを目的とする
第2条 在学児童の保護者及び教職員で構成され、個人の意志で自由に参加できる
第3条 地域学習促進のため、他団体と必要に応じて協議し、交流を行う
第4条 足立区PTAブロック大会などの出場に向け鍛錬する。
第5条 この会の役員は次の通りとする
　部長　　1名
　副部長　2名
　会計　　1名
第6条 役員は、部員の推薦により選出し、再任を妨げない
第7条 部長は、部の会務を統括し、部の代表として必要時に活動内容等の報告をしなければならない
第8条 会計は、会費の徴収及び会計処理を行う
第9条 その他、目的達成に必要な活動を行う

付 則

1, この規則は、令和元年5月9日制定

おやじの会規則

- 第1条 男性会員の親睦と P T A 活動への参加機会を増やす事を目的とした会を設置し、これを西保小おやじの会と称する
- 第2条 本会は、在学児童の男性保護者(父・祖父・叔父・年長の兄弟など)で構成され個人の意志で自由に参加できる
- 第3条 本会は、P T A 本部と連携し、学校行事・P T A 活動等にボランティアとして参加する
- 第4条 本会の役員は次の通りとする
会長 1名
第5条 会長は、本会会員の推薦により選出し、再任を妨げない
ただし、就任については総会の了承を得なければならない
- 第6条 会長は、本会の会務を総括し、会の代表として必要時に活動内容等の報告をしなければならない
- 第7条 会員相互の親睦等を目的とした独自の活動については、本会で決定権を持つものとする
- 第8条 本会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力をする
ただし、会および役員名簿を利用して、特定の政党・宗教団体を支持しない
この会および役員名で公共の選挙の立候補者の推薦、選挙活動を行わないとともに
営利を目的とする行為を行わない
- 第9条 その他、本会の目的達成に必要な活動を行う

付 則

1, この規則は、平成28年5月13日制定

図書ボランティアの会規則

- 第1条 児童への図書授業支援を通じ、会員の親睦と児童教育の充実をはかることを目的とした会を設置し、これを図書ボランティアの会と称する
- 第2条 本会は、在学児童の保護者で構成され、個人の意志で自由に参加できる
- 第3条 本会は、地域学習促進のため、他団体と必要に応じて協議し、交流を行う
- 第4条 本会の役員は次の通りとする
- | | |
|-----|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
- 第5条 役員は、本会会員の推薦により選出し、再任を妨げない
- 第6条 会長は、本会の会務を総括し、会の代表として必要時に活動内容等の報告をしなければならない
- 第7条 会計は、会計処理を行う
- 第8条 その他、本会の目的達成に必要な活動を行う

付 則

1、この規則は、令和元年5月9日制定

慶弔規則

第1条 会員等の慶弔時には、次のように会の意を表す

		慶（婚）	弔（亡）
会 員	保護者	なし	5,000円
	教 員	5,000円	5,000円
児 童		なし	5,000円
会員外職員（校医・嘱託・臨時・職員）		なし	3,000円
外 部	第10ブロック PTA正副会長 学校長・副校長	なし	3,000円

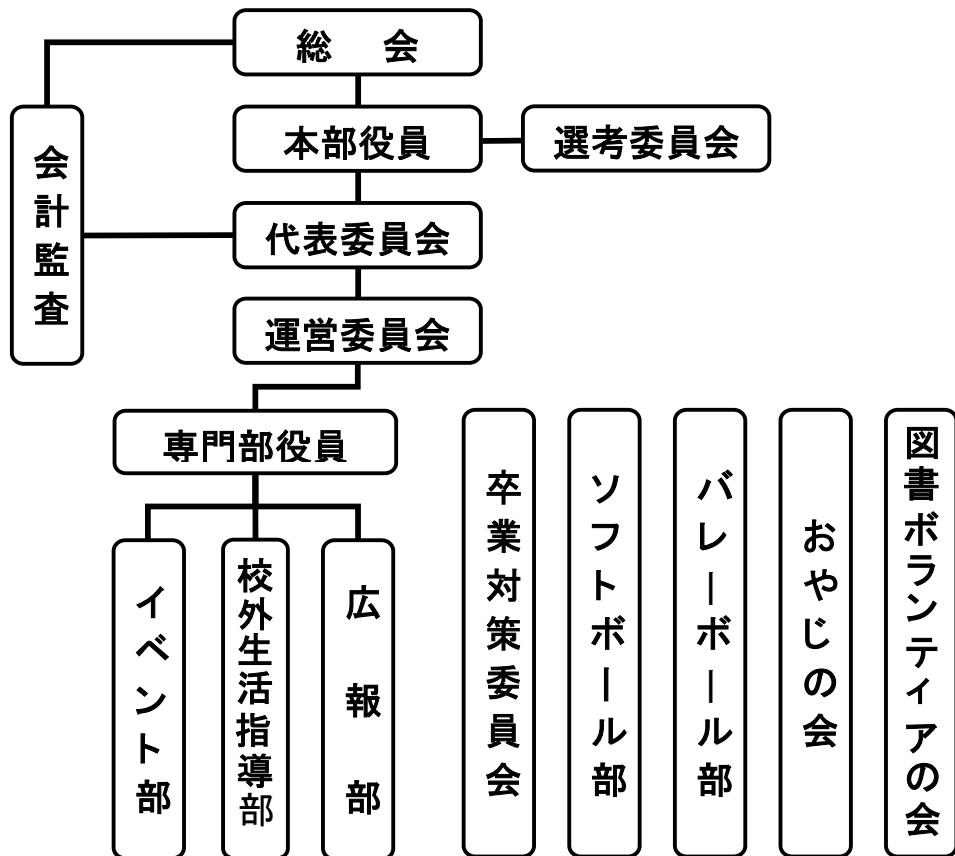
*但し、その時の状況により会長に一任する

付 則

1, この規則は、平成9年5月15日制定

2, 平成17年5月11日一部改正

足立区立西保木間小学校 P T A 組織図



役 職	人 数	役 職	人 数
会長	1名	卒業対策委員会委員長	1名
副会長	若干名（うち1名は教員）	卒業対策委員会副委員長	2名
会計	若干名	ソフトボール部部長	1名
書記	若干名（うち1名は教員）	ソフトボール部副部長	2名
会計監査	3名（うち1名は教員）	バレー部部長	1名
専門部部長	各1名	バレー部副部長	2名
専門部副部長	各2名	おやじの会会長	1名
選考委員会委員長	1名	図書ボランティアの会会長	1名
選考委員会副委員長	2名		

※平成30年度第8章第1条改定に伴い一部改正

※平成31年度クラブ運営規則及び図書ボランティアの会規則制定に伴い一部改正

※令和6年2月21日組織図一部改正